# 産業振興事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　産業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、本県産業の活性化を図るため、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、地域の経済成長の原動力とするため、経営革新や業種転換を進める中小企業の研究開発を支援することにより、本県産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　この補助金の対象となる者は、山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。）であって、次条第１項各号で定める事業を行おうとする者（以下「県内中小企業」という。）、又は当該研究開発の主要部分を実施する県内中小企業並びに他の企業、大学及び公設試験研究機関等で構成されたグループとする。

（交付の対象、補助金の額及び補助率）

第４条　知事は、次の各号に掲げる事業に必要な経費であって、別表１に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

一　成長分野中核技術研究開発事業

知事が別に定める分野（以下「対象成長分野」という。）において、県内中小企業が実施するものづくりに関する新技術及び新製品の研究開発であって、山梨県内における当該対象成長分野を先導する中核的な企業となり、産業集積形成の基礎になると認められるもの

二　ものづくり基盤技術研究開発事業

対象成長分野において、県内中小企業が実施するものづくりに関する研究開発であって、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出に資すると認められるもの

２　知事の交付する補助金の額及び補助率は、前項に定める事業ごとに別表２に掲げるところによる。ただし、第６条に規定する交付決定に際しての補助金の額が１００万円未満となる事業は、補助対象としない。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、産業振興事業費補助金交付申請書（様式第１）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、産業振興事業費補助金交付決定通知書（様式第２－１）により補助事業申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは、産業振興事

業費補助金不交付決定通知書（様式第２－２）により補助事業申請者に通知するものとする。
２　知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。
３　知事は、第一項の決定を行う場合は、外部有識者等で構成する審査委員会の意見を聴取するものとする。
４　審査委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。
５　第一項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）
二　暴力団員（暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）
三　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
四　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
五　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
七　上記の二から六に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（申請の取下げ）
第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から２０日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
２　前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業計画変更の承認）
第８条　補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、産業振興事業費補助金変更承認申請書（様式第３）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の２０％以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
２　知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）
第９条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、産業振興事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第４）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）
第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに産業振興事業費補助金補助事業遅延報告書（様式第５）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）
第１１条　補助事業者は、事業期間の概ね中間を経過した日における補助事業の遂行状況について、産業振興事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第６）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第１２条　補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は事業完了年度の翌年度４月１０日のいずれか早い期日までに、産業振興事業費補助金事業実績報告書（様式第７）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第１３条　知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、産業振興事業費補助金額の確定通知書（様式第８）により当該補助事業者に通知するものとする。
２　知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

（財産の処分及び管理）
第１４条　補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した知事が別に定める財産（以下 「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
２　補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が別に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ産業振興事業費補助金に係る財産処分申請書（様式第９）を知事に提出し、その承認を得た場合はこの限りではない。
３　知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（成果の企業化等）
第１５条　補助事業者は、補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。
２　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、毎会計年度終了後３０日以内に当該補助事業に係る過去１年間の企業化状況等について、産業振興事業費補助金に係る企業化状況報告書（様式第１０）を知事に提出しなければならない。
３　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後

３年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第１６条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業振興事業費補助金に係る産業財産権等届出書（様式第１１）を知事に提出しなければならない。

（収益の納付）

第１７条　知事は、第１５条第２項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（書類の保管）

第１８条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２３年９月９日から施行する。

２　ものづくり産業支援事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、平成２４年５月３１日をもって廃止する。ただし、旧要綱第７条の規定に基づき交付決定があった補助事業については、なお従前の例による。

なお、旧要綱第６条の規定に基づく交付申請は、平成２２年度をもって終了する。

別表１（補助対象経費）

| 項　　目 | 経 費 の 内 容 |
|---|---|
| 人　件　費 | 研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費 |
| 報　償　費 | 外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費 |
| 旅　　費 | 外部専門家の指導・助言の際に必要となる出張に要する経費 |
| 原 材 料 費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| 構 築 物 費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費 |
| 機械装置・工具器具費 | 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費（据付けに要する経費を含む。） |
| 外注加工費 | 外注加工に要する経費 |
| 技術指導受入費 | 産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において技術者等に支払われる経費 |
| 研究開発委託費 | 研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費 |
| 試験・分析費 | 研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費 |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費 |

ただし、人件費は「成長分野中核技術研究開発事業」のみとする。

別表２（補助金の額及び補助率）

| 事 業 名 | 補 助 金 の 額 | 補 助 率 |
|---|---|---|
| 成長分野中核技術研究開発事業 | ２，０００万円以内 | 補助対象経費の２／３以内 |
| ものづくり基盤技術研究開発事業 | ５００万円以内 | 補助対象経費の１／２以内 |

ただし、人件費は補助申請額の４分の１以内、かつ５００万円を上限とする。